

# (居宅介護支援事業所) 第2カントリービル青梅重要事項説明書

< 2024年 4月 1日 現在 >

## 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0428-21-5531 (月～金曜日の午前8:50～午後17:40まで)

担当 介護支援専門員 太田 佳秀

～ご不明な点については何でもお尋ね下さい～

## 2. (居宅介護支援事業所) 第2カントリービル青梅の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	第2カントリービル青梅
所在地	東京都青梅市長淵1丁目939番地1
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 1372800274号)
サービスを提供する地域*	青梅市

\*上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	あり	1 (1)	0	運営管理	1 (1)
介護支援専門員	あり	1 (1)	0	マネジメント	1 (1)
事務職員					

( ) 内は男性再掲

### (3) 営業時間

月～金	午前8:50～午後17:40
-----	----------------

\*緊急連絡先 0428-21-5531

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	別表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されません。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況の把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

居宅介護サービスをご利用になられた場合の一月あたりのご利用料金は別表の通りとなります。要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

##### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住いの方は無料です。  
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

##### (3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

##### (4) その他

###### 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求を致しますので、25日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

#### 5. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるとや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求められますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

#### 6. 当施設の居宅介護支援の特徴等

##### (1) 運営方針

「お客様の心に寄り添う介護」の実現をモットーに、人生最後の結実の時期を誇りと安らぎをもってお過ごし頂くために、傍らで見守り、耳を傾け、できるだけお客様の心情に近いところから手を差し伸べる事が出来るよう努めます。

事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を、尊重し、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

(2) サービス利用の為に

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	
調査（課題把握）の方法	有	包括的自立支援プログラム
介護支援専門員への研修の実施	有	
契約後、居宅サービス計画作成段階でお客様のご都合により解約した場合の解約料	無	
その他		

7. サービス内容に関する苦情

①当施設の利用者相談・苦情相談

当施設の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 太田 佳秀

電話 0428-21-5531

②その他

当施設以外に、区市町村、国保連の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市区町村 当市（青梅市）

担当 健康福祉部介護保険課

電話 0428-22-1111

東京都国民健康保険団体連合会

担当 介護保険部相談指導課相談窓口担当

電話 03-6238-0177

8. 当施設の概要

名称・法人種別

長淵福祉会

代表者職・氏名

理事長 小嶋 誠治

本部所在地・電話番号

東京都青梅市長淵1丁目939番地1

0428-21-5531

定款の目的に定めた事業

①第1種社会福祉事業 介護老人福祉施設の設置経営

②第2種社会福祉事業 短期入所生活介護（空床型）の設置経営

③その他これに付随する事業

営業所数等

介護老人福祉施設

居宅介護支援事業所

短期入所生活介護（空床型）

青梅市重度心身障害者（児）入浴サービス事業

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

管理者 太田 佳秀

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

## 10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

### 11. 秘密保持

1. 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

### 12. 賠償責任

1. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
3. 利用者には賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

市区町村 当市（青梅市）

担当 健康福祉部介護保険課 電話 0428-22-1111

家族連絡先

氏名及び続柄：

住所：

電話番号：

### 13. その他

身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

説明日 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

東京都青梅市長淵1丁目939番地1  
第2カントリービル青梅（居宅介護支援事業所）

（説明者） 職名 介護支援専門員（管理者）

氏名 太田 佳秀 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

【利用者】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との  
関係

署名代  
行 事 由

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印